

山陽小野田観光協会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、山陽小野田市の歴史や伝統文化の掘りおこしを促進し、更には、自然や観光施設等の資源を活用し、地元から情報発信するとともに交流人口の増加を図ることにより、地場産業の振興に寄与することを目的とする。

(名称及び事務局の設置)

第2条 本会は、山陽小野田観光協会と称し、事務局を山陽小野田市日の出1丁目1番1号山陽小野田市地域振興部シティセールス課内に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査研究及び保存利用に関する事項
- (2) 観光施設の開発、整備、保存利用に関する事項
- (3) 観光宣伝紹介及び旅客誘致に関する事項
- (4) 産業の紹介及び奨励に関する事項
- (5) 産業及び観光に関する印刷物の発行並びに展覧会、即売会、講演及び懇談会等の開催
- (6) 観光に関する情報交換、連絡及び調査研究事項
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 特別会員 事業所及び団体等
- (2) 普通会員 個人

(会費)

第5条 本会の会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 特別会員 年額 4,000円以上
- (2) 普通会員 年額 1,500円以上

2 会費は、毎年6月または入会の際に納入するものとし、既納の会費は、す

べて返済しないものとする。

(会員の資格喪失)

第6条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 脱会
- (2) 死亡
- (3) 本会の解散
- (4) 除名

(除名)

第7条 会員が、次の各号の一に該当するときは、役員会の決議によって除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し又は趣旨に違背する行為があったとき。
- (2) 会費の納付を怠ったとき。

第3章 役員及び職員

(役職員の定数)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第9条 新理事及び監事は、会員の中から理事の推薦により、役員会の承認を受けて決定する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、総会において承認を受ける。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2箇年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役職員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。

3 理事は、会務を掌理し、会長、副会長共に事故あるときは、会長の指名により理事のうち1人がその職務を代理する。

4 監事は、本会の業務及び財産の状況等を監査する。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会で選任し、会長がこれを委嘱する。

(専門部)

第13条 第3条に規定する事業の円滑な実施を図るため、本会に次の専門部を置く。

(1) 総務部 観光振興に関する事業計画の策定、関係機関及び他団体との連絡調整

(2) 観光振興部 観光資源の調査研究及び保存利用、観光施設の誘致及び開発・整備に係る事業の実施

(3) 観光事業部 観光に関する展覧会及び即売会などの旅客誘致の観光イベントの企画及び運営、関係団体主催の観光イベントの支援、特産品振興及び改良・開発、産業及び観光に関する印刷物の発行など観光宣伝紹介

(専門部の構成)

第14条 専門部は、理事を持って構成し、各専門部15名以内とする。

2 各専門部に正副部長を置く。

(特別専門部)

第15条 特別専門部は、役員会から委任された任務を行うために、特定部門につき必要の都度設置する。その任務及び期限は、設置の都度役員会により指示する。

第4章 会議

(会議)

第16条 会議は、総会及び役員会の2種とする。

(総会)

第17条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、定時総会は毎年度6月に1回開催するほか、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の要求があったときに、会長は、これを招集する。会議は会員の過

半数の出席をもって成立し、委任状の提出があった場合はこれを出席と認める。

(総会の議決事項)

第18条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選出
- (3) 予算、決算並びに事業計画及び実施に関する事
- (4) その他役員が必要と認めた事項

(会員の議決権)

第19条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(総会の議決)

第20条 総会の議決は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 委任状を提出した会員は、出席したものとみなす。

(役員会)

第21条 役員会は、会長が必要に応じて随時これを招集し、会長、副会長、理事、監事をもって構成する。会議は役員過半数の出席をもって成立し、委任状の提出があった場合はこれを出席と認める。

(役員会の議決事項)

第22条 役員会は、次の各号を議決する。

- (1) 事業の企画促進に関する事項
- (2) 総会に提出すべき議案
- (3) 役員が必要と認めた事項
- (4) その他日常業務全般に関する事項

(役員会の議決)

第23条 役員会の議決は、出席役員過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第5章 会計

(事業年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第25条 本会の経費は、会費、寄付金、助成金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(旅費)

第26条 経費のうち、旅費の額及びその支給方法は、山陽小野田市の例による。

(剰余金)

第27条 本会の毎年度の剰余金は、これを翌年度に繰り越すものとする。

(解散の財産処分)

第28条 本会解散の場合の財産処分は、総会の議決によってこれを定める。

附 則

1 この規約は、平成17年8月1日から施行する。

2 平成17年度の会費の納入については、第5条第2項中「毎年6月」とあるのは「会長が別に定める日」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。